

○多摩市みどりと環境審議会規則

平成22年5月19日規則第30号
改正 平成25年3月29日規則第24号

多摩市みどりと環境審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、多摩市みどりの保全及び育成に関する条例(昭和50年多摩市条例第15号)第12条第6項及び多摩市環境基本条例(平成10年多摩市条例第32号)第18条第6項の規定により、多摩市みどりと環境審議会(以下「審議会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置く。

2 会長は、審議会の委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第4条 審議会に専門の事項を調査審議するため部会をおくことができる。

(関係者の出席)

第5条 会長は、審議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、会長が公開を不相当と認めるときは、この限りでない。

(会議録の作成)

第7条 会長は、会議の経過を明らかにするため、会議録を作成しなければならない。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。

(多摩市みどりの保全及び育成に関する条例施行規則の一部改正)

2 多摩市みどりの保全及び育成に関する条例施行規則(昭和50年多摩市規則第24号)を次のように改める。

(次のよう略)

(多摩市環境審議会規則の廃止)

3 多摩市環境審議会規則(平成11年多摩市規則第9号)は、廃止する。

附 則(平成25年規則第24号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。